

下水道局 発注工事における 熱中症対策について

職場における 熱中症対策の強化 について

《「労働安全衛生規則」の一部を改正（規則第612条の2）》

熱中症のおそれがある作業者を早期に発見し、重篤化を防止するため、事業者には以下の2点が義務(※)付けられます。（令和7年6月1日施行）

※ これらの対策を怠った場合、「6か月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金」に処されるほか、法人に対しても「50万円以下の罰金」が科されます。

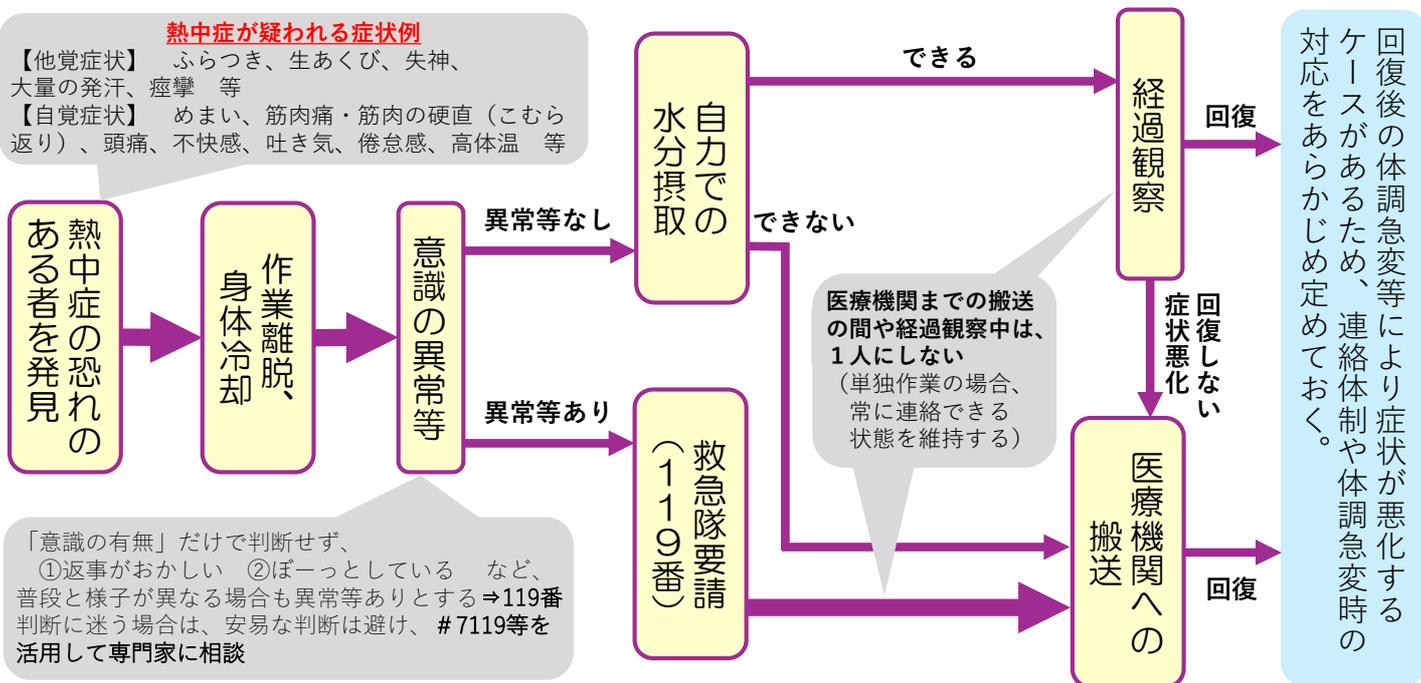
熱中症を生ずるおそれのある作業(*)を行う際に…

1 「熱中症の自覚症状がある作業者」「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を 報告するための体制（連絡先や担当者） を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知 すること

2 「作業からの離脱」「身体の冷却」「必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること」「事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等」など、熱中症の症状の悪化を防止するために 必要な措置に関する内容や実施手順 を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知 すること

*対象となるのは…「WBGT（湿球黒球温度）28度以上又は気温 31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する措置フロー（例）



熱中症対策に伴う **工事の金額**・**工期の設定**について

下水道局発注工事では、熱中症対策の適切な実施に伴い、**工事の金額**や**工期の設定**について、工事変更等による対応を行っております。

《① 現場の施設や設備に対する熱中症対策》 【対象：土木工事】

令和7年6月1日に積算基準を改定しました。改定後の基準を適用する工事（※）においては、**現場の施設や設備に対する熱中症対策**（日よけテント、ミストファン等）について、**工事変更**により、**現場で実施した熱中症対策の費用を積上げる**ことができますので、監督員にご相談ください（積上げ額には上限があります）。

※ 積算基準の適用年月日については、監督員にご確認ください。

《② 作業員個人に対する熱中症対策》 【対象：土木工事】

作業員個人に対する熱中症対策（ウェアラブル機器、ファン付き作業服等）について、**工事変更**をすることができますので、監督員にご相談ください。

詳細については、下水道局HPをご参照ください。

URL：<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/kouji/nettyuusyou-hosei-shikou>



※ **【建築工事】**では、共通仮設費及び現場管理費において、**【設備工事】**では、共通仮設費において、①及び②に係る費用を、契約時に見込んでいるため、工事変更の対象とはなりません。

《③ 猛暑日を考慮した工期設定》 【対象：土木工事】

猛暑による作業休止を考慮する場合の割増率を用いて、**設計工期を算定**しています。

※ 「猛暑の条件に影響されない作業」等は対象外。

※ 割増率は、過去5年間のWBGTが31(°C)以上の時間を日数換算した値から設定。

《④ 工事の一時的な中止に伴う工期延伸》 【対象：すべての工事】

- ・ **作業日又は前日に熱中症（特別）警戒アラート(※)が発表された場合**
- ・ **作業日のWBGT実測値が31度以上(※)の場合**

工事現場の状況を踏まえ、作業の一時的な中止を含めた検討が必要です。

工期の延伸等が必要となる場合は、**発注者と協議**をお願いいたします。

詳細については、下水道局HPをご参照ください。

URL：<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/kouji/rojoukouji>



※ **熱中症（特別）警戒アラート、WBGT実測値**は、環境省HPにおいて公表されており、配信サービスもございます。

URL：<https://www.wbgt.env.go.jp/>



令和7年6月

お問合せ先：東京都下水道局計画調整部技術開発課

<S400017@section.metro.tokyo.jp>

